



山形県公報

平成16年8月20日(金)
第1569号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則..... (生産流通課) ...953

### 告 示

山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程..... (児童家庭課) ...954  
 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了..... (農村計画課) ... 同  
 同..... ( 同 ) ... 同  
 同..... ( 同 ) ...955  
 同..... ( 同 ) ... 同  
 土地改良事業施行の適当の決定..... (庄内総合支庁農村計画課) ... 同  
 土地改良事業施行の認可..... ( 同 ) ... 同  
 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可..... (都市計画課) ...956  
 道路の区域の変更..... (村山総合支庁北村山総務建築課) ... 同  
 一般国道の供用の開始..... ( 同 ) ... 同  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... (出納局) ... 同

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

政治団体の届出事項の異動.....957  
 政治団体の解散..... 同  
 政治団体の収支報告書の要旨.....958  
 同.....959  
 同.....960  
 同.....961  
 政治団体の収支報告書要旨の訂正.....963

### 公 告

平成16年度山形県林業機械講習(伐木・造材機械)の実施..... (森林研究研修センター) ...965  
 一般競争入札の公告..... (教育委員会) ... 同

### 正 誤

## 規 則

山形県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年8月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第58号

山形県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

山形県漁港管理条例施行規則(昭和44年7月県規則第34号)の一部を次のように改正する。  
 第2条第2号中「第4条から第6条までに規定する物」を「第6条各号に掲げる食品又は添加物」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第857号

山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 8月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程

山形県児童手当負担金交付規程(昭和50年1月県告示第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中 「就 学 前  
特 例 給 付」 を 「小 学 校 第 3  
学 年 修 了 前  
特 例 給 付」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第858号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成16年 8月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 事 業 名                   | 地 区 名       | 工 事 完 了 年 月 日 |
|-------------------------|-------------|---------------|
| 経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業   | 外 ノ 内 下 窪 田 | 平成16年 3月30日   |
| 水 田 農 業 振 興 緊 急 整 備 事 業 | 亀 岡         | 平成16年 3月26日   |
| 水 田 農 業 振 興 緊 急 整 備 事 業 | 川 西 東 部     | 平成16年 4月27日   |

山形県告示第859号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成16年 8月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 事 業 名                     | 地 区 名 | 工 事 完 了 年 月 日 |
|---------------------------|-------|---------------|
| 経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業     | 九 野 本 | 平成16年 3月25日   |
| 中 山 間 地 域 総 合 農 地 防 災 事 業 | 泉 岡   | 平成16年 3月31日   |

## 山形県告示第860号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成16年 8月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 事 業 名                 | 地 区 名     | 工 事 完 了 年 月 日 |
|-----------------------|-----------|---------------|
| か ん が い 排 水 事 業       | 新 庄       | 平成16年 3月31日   |
| 経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業 | 野 田 経 壇 原 | 平成16年 3月31日   |

## 山形県告示第861号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成16年 8月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 事 業 名                           | 地 区 名   | 工 事 完 了 年 月 日 |
|---------------------------------|---------|---------------|
| 経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業           | 羽 黒 南 部 | 平成16年 3月31日   |
| 水 田 農 業 振 興 緊 急 整 備 事 業         | 三 川 上 口 | 平成16年 3月31日   |
| 水 田 農 業 経 営 確 立 排 水 対 策 特 別 事 業 | 鎌 田     | 平成16年 3月31日   |

## 山形県告示第862号

朝日村から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成16年8月11日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し（朝日村南部地区）
- 縦覧に供する場所  
朝日村役場
- 縦覧に供する期間  
平成16年8月30日から同年9月29日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第863号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成16年 8月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 土地改良事業を行うものの名称  
大町溝土地改良区
- 認可年月日  
平成16年 8月 6日

山形県告示第864号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成16年 8月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 組合の名称  
河北町ひな市通り東土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
西村山郡河北町谷地戊82番地
- 3 設立認可の年月日  
平成12年 2月29日
- 4 変更認可の年月日  
平成16年 8月20日

山形県告示第865号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成16年 8月20日から同年 9月 2日まで縦覧に供する。

平成16年 8月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 347号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|--------------------------------------------------|------|----------------------|------------|
| 村山市大字白鳥字小国沢3067 - 5番から<br>同 大字大槇字長峯1766 - 287番まで | 旧    | 25.0メートル<br>↓<br>9.2 | メートル<br>53 |
| 同 上                                              | 新    | 25.0メートル<br>↓<br>9.2 | 同 上        |
| 村山市大字白鳥字小国沢3067 - 36番から<br>同 大字大槇字長峯1766-286番まで  |      | 12.5メートル<br>↓<br>5.0 | メートル<br>76 |

山形県告示第866号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成16年 8月20日から同年 9月 2日まで縦覧に供する。

平成16年 8月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 347号
- 2 供用開始の区間 村山市大字白鳥字小国沢3067 - 32番から  
同 大字大槇字長峯1766 - 286番まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 8月23日

山形県告示第867号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 8月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年 8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

別表第5中

|         |               |     |
|---------|---------------|-----|
| 〃 錦町支店  | 〃 錦町五丁目32番64  | 〃 〃 |
| 〃 みずほ支店 | 〃 みずほ二丁目8番地の3 | 〃 〃 |

を

|        |              |     |
|--------|--------------|-----|
| 〃 錦町支店 | 〃 錦町五丁目32番64 | 〃 〃 |
|--------|--------------|-----|

に改める。

附 則

この規程は、平成16年 8月21日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第131号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成16年 8月20日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 安 部

敏

政 党

| 政治団体の名称            | 異動事項       | 内 容            |                | 届出年月日       |
|--------------------|------------|----------------|----------------|-------------|
|                    |            | 新              | 旧              |             |
| 自由民主党山形県参議院選挙区第三支部 | 主たる事務所の所在地 | 山形市鉄砲町二丁目17-48 | 山形市南原町三丁目15-58 | 平成16. 7. 30 |

その他の団体

| 政治団体の名称    | 異動事項      | 内 容     |         | 届出年月日      |
|------------|-----------|---------|---------|------------|
|            |           | 新       | 旧       |            |
| 北村山地区医師連盟  | 代 表 者     | 清 治 邦 夫 | 吾 妻 信 夫 | 平成16. 7. 2 |
| 山形県不動産政治連盟 | 会 計 責 任 者 | 川 口 弘   | 安 孫 子 敬 | 同 7. 7     |

山形県選挙管理委員会告示第132号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成16年 8月20日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 安 部

敏

## その他の政治団体

| 政治団体の名称            | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|--------------------|--------------|---------------|
| 早坂新五郎後援会           | 解散           | 平成15. 2. 7    |
| 後藤碩昭後援会            | 解散           | 平成15.12.31    |
| 佐藤公治後援会            | 解散           | 平成15.12.31    |
| イキイキとして活気ある村山市を創る会 | 解散           | 平成16. 4. 2    |
| 高橋和男後援会            | 解散           | 平成16. 6. 30   |
| 清野たかし後援会           | 解散           | 平成16. 7. 1    |

## 山形県選挙管理委員会告示第133号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成14年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年8月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部

敏

(その他の政治団体) 単位: 円

| 政治団体の名称                          | 佐藤公治後援会   |
|----------------------------------|-----------|
| 報告年月日                            | 16. 7. 30 |
| 収入総額                             | 0         |
| 前年繰越額                            | 0         |
| 本年收入額                            | 0         |
| 支出総額                             | 0         |
| 本年收入の内訳                          |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |           |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |           |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |           |
| 政党匿名寄附                           |           |
| 事業収入(内訳別掲)                       |           |
| 交付金収入                            |           |
| 借入金(内訳別掲)                        |           |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |           |
| 支出の内訳                            |           |
| 経常経費                             | 0         |
| 人件費                              |           |
| 光熱水費                             |           |
| 備品・消耗品費                          |           |
| 事務所費                             |           |
| 政治活動費                            | 0         |
| 組織活動費                            |           |
| 選挙関係費                            |           |
| 事業費                              | 0         |
| 機関紙発行事業費                         |           |
| 宣伝事業費                            |           |
| パーティー事業費                         |           |
| その他の事業費                          |           |
| 調査研究費                            |           |
| 寄附・交付金                           |           |
| その他の経費                           |           |
| 資産等の有無                           | 無         |

山形県選挙管理委員会告示第134号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年 8月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安 部 敏

敏

## (その他の政治団体)

単位：円

| 政治団体の名称                                  | 後藤碩昭後援会  | 早坂新五郎後援会 | 佐藤公治後援会  |
|------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 報告年月日                                    | 16. 7.26 | 16. 7.26 | 16. 7.30 |
| 収入総額                                     | 0        | 34,521   | 0        |
| 前年繰越額                                    | 0        | 34,521   | 0        |
| 本年収入額                                    | 0        | 0        | 0        |
| 支出総額                                     | 0        | 0        | 0        |
| 本年收入の内訳                                  |          |          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |          |          |          |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0        | 0        | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |          |          |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |          |          |          |
| 政党匿名寄附                                   |          |          |          |
| 事業収入(内訳別掲)                               |          |          |          |
| 交付金収入                                    |          |          |          |
| 借入金(内訳別掲)                                |          |          |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |          |          |          |
| 支出の内訳                                    |          |          |          |
| 経常経費                                     | 0        | 0        | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |          |          |          |
| 政治活動費                                    | 0        | 0        | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0        | 0        | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          |          |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |          |          |          |
| 資産等の有無                                   | 無        | 無        | 無        |

## 山形県選挙管理委員会告示第135号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年 8月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安 部

敏





## 高橋和男後援会

○寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名・名称

金 額

住所・所在地

高 橋 和 男

153,894円

東置賜郡川西町

山形県選挙管理委員会告示第137号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定により平成15年10月29日付け山形県選挙管理委員会告示第151号で公表した平成14年分の収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成16年 8月20日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 安 部

敏



## ○寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名・名称

金 額

住所・所在地

井 上 薫

40,000円

最上郡真室川町

公 告

山形県林業機械講習規程(昭和39年6月県告示第529号)に基づき、平成16年度の林業機械講習(伐木・造材機械)を次のとおり実施する。

平成16年8月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 講習の課目、期間及び申込期限

| 課 目           | 期 間                      | 申 込 期 限  |
|---------------|--------------------------|----------|
| 伐 木 ・ 造 材 機 械 | 平成16年10月19日(火)及び同月20日(水) | 10月6日(水) |

## 2 講習の場所

山形県森林研究研修センター(寒河江市大字寒河江丙2707番地)

## 3 講習の対象及び募集人数

## (1) 対 象

林業従事者及び木材製材業従事者、森林組合等林業団体及び木材製材業団体の職員その他森林を管理するための作業に従事する者

## (2) 募集人数

20名

## 4 受講手続

受講申込書を上記1の申込期限までに最寄りの総合支庁を經由して山形県森林研究研修センターに提出すること。

## 5 その他

詳細については、山形県森林研究研修センター(電話0237(84)4301)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立図書館電算システムに係る電子計算機組織等の賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年8月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市緑町一丁目2番36号 山形県立図書館総務課

(2) 日 時 平成16年10月14日(木)午後2時

## 2 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務の名称及び数量

山形県立図書館電算システムに係る電子計算機組織等の賃貸サービス 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成17年3月1日から平成22年2月28日まで

(4) 履行場所 山形県立図書館

(5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格等に関する公告(平成16年 1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。
- (2) 国又は地方公共団体への当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市緑町一丁目 2番36号 山形県立図書館総務課 電話番号023(631)2523

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年 3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成16年 9月30日(木)午後4時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Lease service of a computer for Yamagata Prefectural Library One set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. October 14, 2004
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Library, 2-36 Midoricho 1-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-0041 Japan TEL 023-631-2523

正 誤

| 発行年月日       | 県公報番 号 | ページ | 行     | 誤       | 正          |
|-------------|--------|-----|-------|---------|------------|
| 平成15. 4. 1  | 第1427号 | 405 | 下から14 | 貸与を受けた者 | 貸与の決定を受けた者 |
| 平成16. 6. 11 | 第1549号 | 759 | 7     | 入学するもの  | 入学する者      |